



# 民法の修得・民法（財産法）の基本原則

ユースティティア（Jūstītia [justice の語源]）

---

法学部の学生でも 4 年間ですべての法について学ぶことは不可能

☞ 民法はその一つであるが、最も範囲が広く、修得は困難



大学の法学教育では「**リーガルマインド**」の修得・涵養が重視される。

「リーガルマインド」とは「法的な考え方」「法的な問題解決能力」「法的な公平・正義・倫理」

例えば

- ① 私人間では約束（契約の締結）により自由に権利・義務を発生させることができる。

## 契約自由の原則（私的自治の原則）

そのため、A はある商品を B には 100 万円で、C には 150 万円で売ってもよい。

ただし、強行法規に違反してはならない。

相手の弱みに乗じた一方的な約束は無効である（→ **消費者保護**）。

民法が定める「雇用契約」には**私的自治の原則**が適用されるが、労働法（労働関係諸法）は労働者を保護するため、私的自治を制限している。

- ② 自らの権利を濫用してはならない。

☞ 隣人の**日照権**を侵害してはならない。

- ③ **信義誠実**に行動しなければならない。

☞ 約束は守らなければならない。

- ④ **公序良俗**に反する約束・行為は無効である。

☞ 売春を行った女性から男性への金銭の請求、賭博掛け金の請求、麻薬販売代金の請求は認められない。

- ⑤ 過って他人の権利（法的に保護される利益）を侵害した者は損害を賠償しなければならない（**過失責任主義**、**金銭賠償主義**）。

損害賠償は無制限に認められるわけではない（賠償額・範囲は制限される）。

合理的な理由があれば、賠償義務は免除される。

☞ 鉄道会社は電車の遅延に対し、賠償義務を負わない。